

日常生活圏域と地域包括支援センター

地域に根ざした相談支援や認知症予防、介護予防の推進を効果的に実施するため、地域包括支援センターを中心的な役割として位置づけ、担当エリアを設定します。



番号	圏域	名称・所在地	担当地区
①	西尾北部	西尾市地域包括支援センター社会福祉協議会 花ノ木町2丁目1 (西尾市総合福祉センター内)	●八ツ面 ●三和 ●室場
②		西尾市地域包括支援センター中央 寄住町洲田18 (西尾老人保健施設内)	●西尾 ●花ノ木
③		西尾市地域包括支援センター鶴城 桜町4丁目31 (米津老人保健施設内)	●鶴城 ●米津 ●西野町
④	西尾南部	西尾市地域包括支援センターいずみ 和泉町22 (西尾病院内)	●平坂 ●矢田 ●中畑
⑤		西尾市地域包括支援センターせんねん村 平口町大溝77 (特別養護老人ホームせんねん村内)	●寺津 ●福地南部 ●福地北部
⑥	一色	一色町地域包括支援センター 一色町前野新田48-3 (西尾市一色老人福祉センター内)	●一色
⑦	吉良幡豆	吉良幡豆地域包括支援センター 鳥羽町迎49-2 (特別養護老人ホームしはとの郷内)	●吉良 ●幡豆

第6期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 概要版

平成27年3月
 発行:西尾市役所 健康福祉部 長寿課
 〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田22番地
 TEL:(0563)56-2111(代)
 FAX:(0563)64-0995

概要版

第6期 西尾市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画

地域で支え合い 笑顔あふれる優しいまち 西尾



平成27年3月
西尾市

計画の背景と目的

我が国では、総人口は減少しているものの、平均寿命の延伸や少子化の進行などにより、65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、4人に1人が高齢者という状況となっています。今後は団塊の世代が高齢期を迎え、さらに高齢化が進むことが確実となっています。こうした中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、介護、医療、介護予防、住まい、日常生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が重要となっています。

「第6期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」では、前計画で定めた地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、さらなる「地域包括ケアシステム」の構築を進めるとともに、平成37年(2025年)までの中長期的な視野に立ちながら、介護保険事業及び高齢者保健福祉施策の基本的考え方や目指すべき取り組み等の見直しを行うものです。

介護保険制度改正の概要

主な事項	見直しの方向性	
1 地域包括ケアシステムの構築	(1)在宅医療・介護連携の推進	①在宅医療拠点機能の構築
	(2)認知症施策の推進	①認知症地域支援推進員の配置 ②認知症ケアパスの作成と周知
	(3)地域ケア会議の充実	①ケアマネジメントの質の向上、地域課題の発見、資源開発や地域づくり
	(4)生活支援・介護予防サービスの充実	①担い手の養成及びネットワーク構築、コーディネーターの配置 ②出番づくり、住民運営の場の充実と地域づくり
	(5)地域包括支援センターの機能強化	①役割に応じた人員体制の強化
2 サービスの効率化・重点化	(1)介護予防給付(訪問・通所介護)の地域支援事業への移行	①平成29年4月までに、予防給付の内、訪問介護・通所介護を地域支援事業に移行 ②新たな総合事業は介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業とし、内容は法に基づく指針でガイドラインを明示 ③単価及び利用料は市町村が設定、計画の中でサービス提供のあり方と費用を明記
	(2)特別養護老人ホームの中重度者への重点化	①入所を要介護3以上に限定、要介護1・2は特例的(既入所者除く)
3 負担の公平化	(1)低所得者の一号保険料の軽減強化	①給付費の5割に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大
	(2)一定以上所得者の利用者負担の見直し	①一定以上所得者の利用者負担を1割から2割に引き上げ
	(3)補足給付の見直し(資産等の勘案)	①低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する補足給付の要件に資産等を追加 ・預貯金(単身1000万円、夫婦2000万円以上) ・世帯分離した配偶者の所得 ・非課税年金(遺族年金・障害年金)
4 その他	(1)在宅サービスの見直し	①小規模通所介護を地域密着型サービスへ移行(平成28年4月1日までに施行、1年以内に条例化) ②平成30年4月に居宅介護支援事業者の指定権限を市町村に移譲
	(2)住所地特例の見直し	①サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用
	(3)計画策定の考え方の見直し	①2025年を見据えた介護保険事業計画の策定(地域包括ケア計画、中長期的な推計)

計画の期間

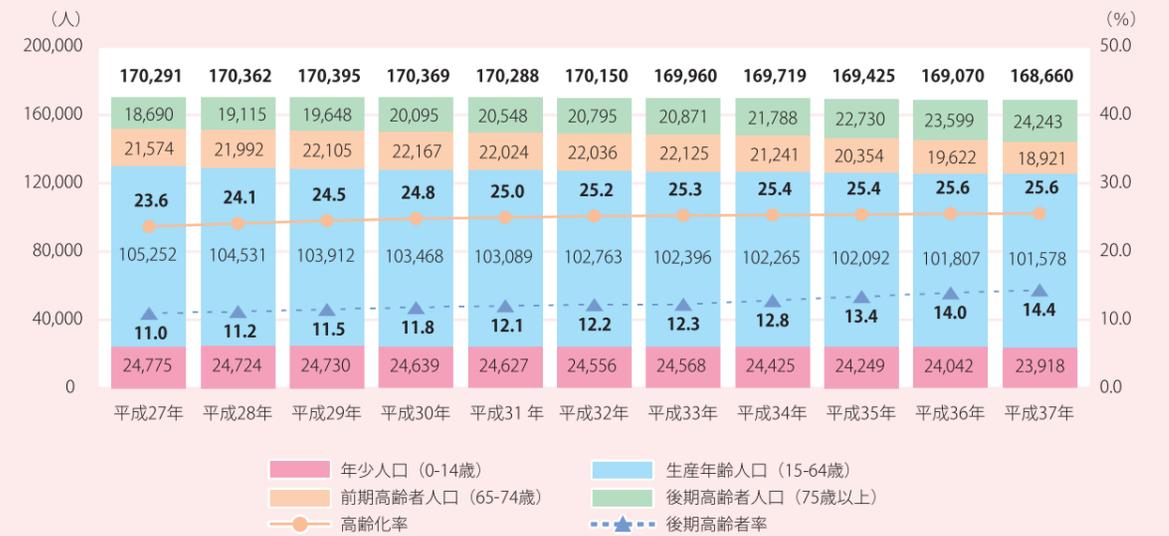
計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間です。

急速に進行している高齢化に対応するため、平成37年(2025年)に向け、前計画で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取り組みを本格化していくものです。

将来人口の推計

将来人口は、第6期計画の指標とする平成37年(2025年)で、総人口は168,660人と推計し、そのうち高齢者人口は、43,164人で高齢化率が25.6%と、平成27年の40,264人に対し7.2%増加すると推計します。

総人口は平成29年をピークに減少し、高齢者人口は平成36年をピークに減少すると推計します。後期高齢者人口は、年々増加し、平成37年で平成27年に対し29.7%増加すると推計します。



※住民基本台帳(各年10月1日現在)を元にコーホート変化率法で推計

要介護(要支援)認定者数の推計

近年の要介護度別の要介護認定率をもとに将来の要介護認定者数を推計した結果を示します。

要介護認定者数は、今後も増加を続け、平成29年には6,346人、平成32年には6,991人と7,000人に近づき、平成37年には7,573人に達することが予測されます。



基本理念

今後10年間に団塊の世代が75歳以上になり、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、要介護認定者、認知症高齢者が増加することが予測されます。

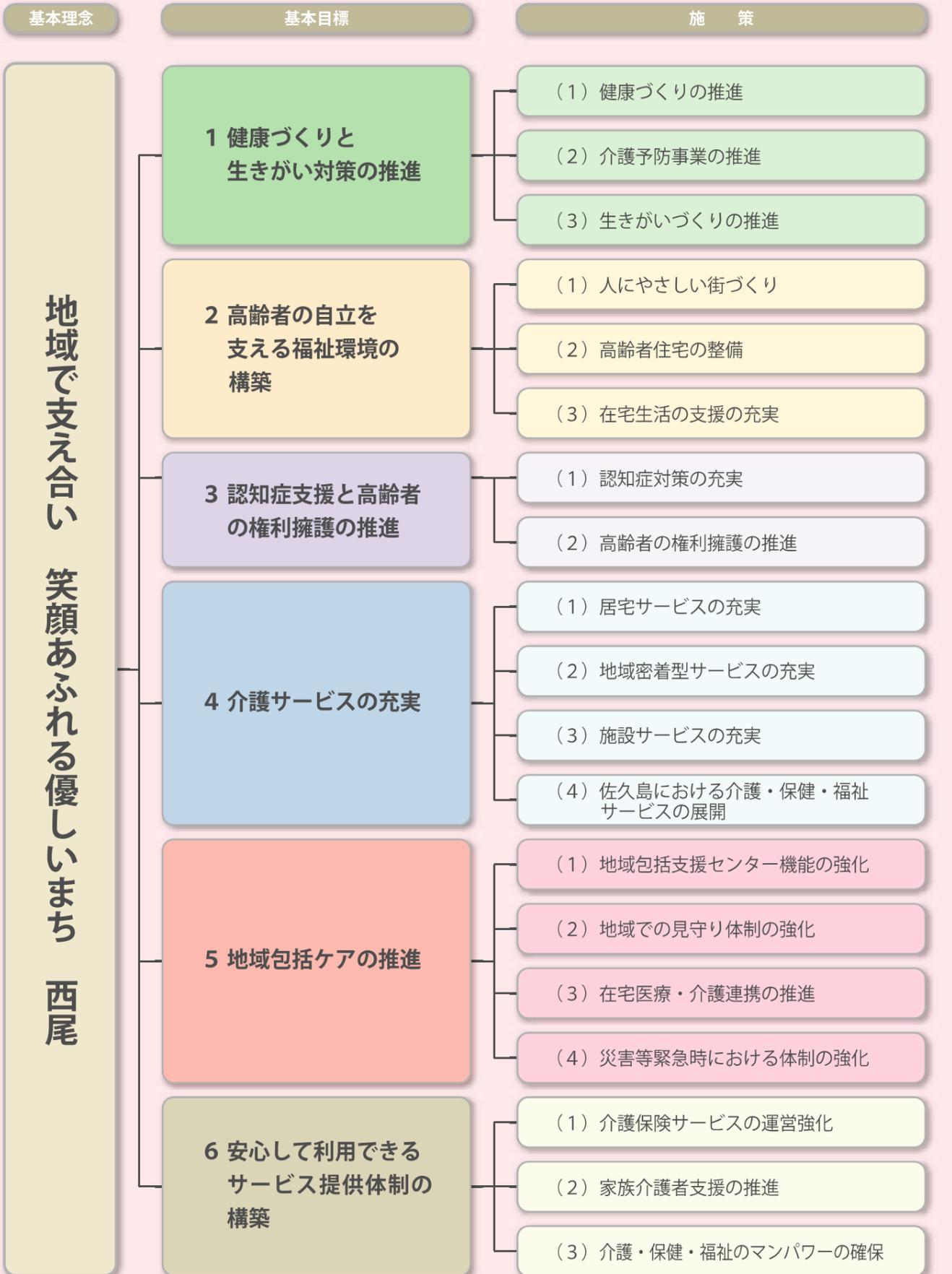
こうした中、すべての高齢者が生きがいに満ち、暮らし続けるためには、「健康寿命」の延伸が重要であり、必要に応じて適切なサービスを受けられることが大切です。

すべての高齢者が尊厳を保ちながら、多様な社会参加・参画を果たし、必要に応じて希望する様々なサービスを受けながら、生涯にわたって住み慣れた家庭や地域社会において、健やかに安心して日常生活を送ることができる地域づくりを目指します。

本計画は、「西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第5期)」の後継となる計画として位置づけられるものです。そのため、前計画の基本理念「地域で支え合い、安全、安心、いきいきと暮らせるまち 西尾」を踏まえ、「地域で支え合い 笑顔あふれる優しいまち 西尾」の実現に向け取り組みを進めていきます。



計画の体系



基本目標 1

健康づくりと生きがい対策の推進

早期からの生活習慣病予防や、健康づくりを推進するとともに、身近な地域で気軽に健康づくり活動に取り組めるよう、健康づくりの場の充実を図ります。

また、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を活かし、社会の一員として活躍することができる環境づくりや、就労、生涯学習、スポーツ活動、世代間の交流、ボランティア、まちづくりなどの地域活動を含めた幅広い社会参加と地域の交流の活性化を促進します。

(1) 健康づくりの推進

- 健康にしお21(第2次)の推進
- 特定健康診査
- 後期高齢者医療健康診査



(2) 介護予防事業の推進

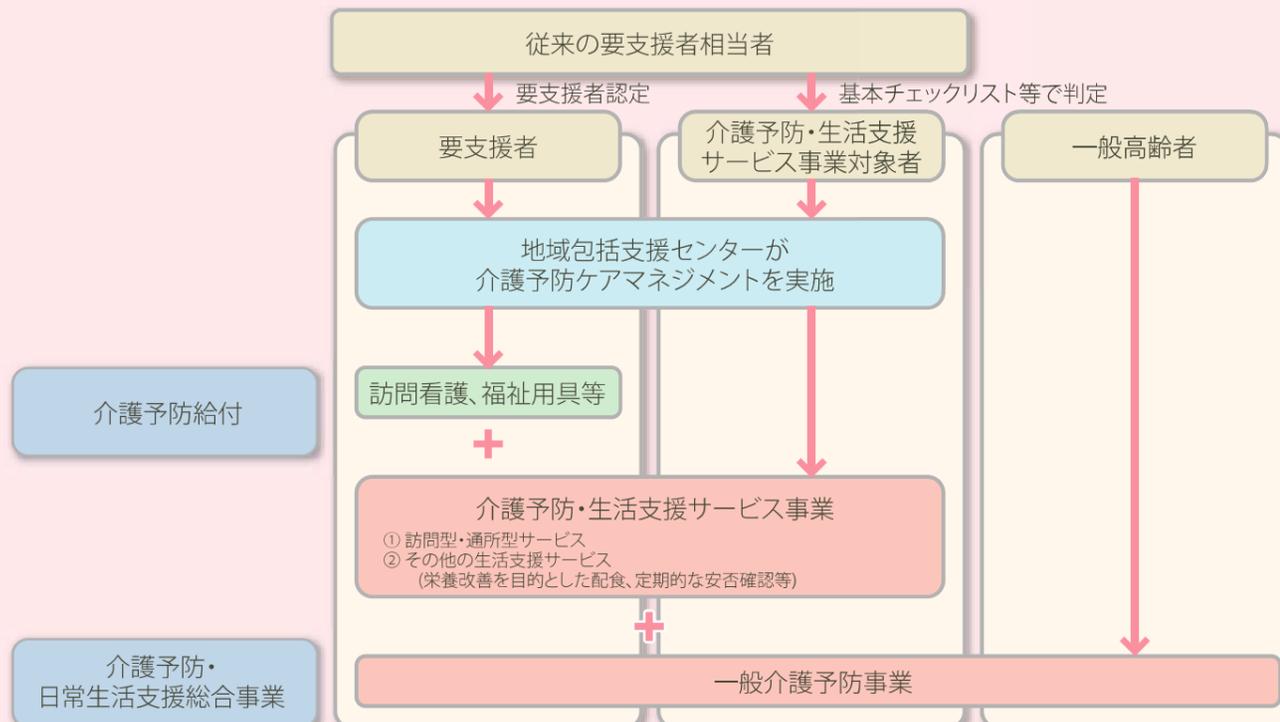
- 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- 二次予防事業対象者把握事業
- 運動器機能向上事業
- 口腔機能向上事業
- 地域健康運動事業
- 認知症予防事業
- 宅老所運営事業
- いきいきサービス事業

(3) 生きがいづくりの推進

- シルバー人材センター
- 生涯学習
- 老人クラブ
- 老人福祉センター
- ボランティア・NPO活動の推進



【介護予防・日常生活支援総合事業利用の流れ】



基本目標 2

高齢者の自立を支える福祉環境の構築

住宅や公共交通機関、道路、公共施設などの生活環境面での安全性、居住性、快適性などが確保された各種社会基盤の整備に努め、ユニバーサルデザインの視点によるまちづくりの推進、高齢者の在宅生活の支援を行います。また、地域包括ケアシステムにおいては、介護保険サービスだけでなく、様々な主体による生活支援サービスについても一体的に提供されることにより、高齢者の生活上の安全・安心・健康が確保され、自立した生活とQOLの向上を効果的に支援します。

(1) 人にやさしい街づくり

- 公共施設・交通機関の整備・充実
- 高齢者交流広場等の維持・管理

(2) 高齢者住宅の整備

- 住宅改修費助成
- 高齢者向け市営住宅



(3) 在宅生活の支援の充実

- 配食サービス
- 緊急通報システムの設置
- 福祉用具給付
- 高齢者タクシー利用支援事業
- 介護保険利用者への助成
- 養護老人ホーム
- 住宅用火災警報器設置
- 家具転倒防止金具(器具)の取付
- 生活支援ハウス
- 生活支援・介護予防サービス提供体制の整備

【生活支援・介護予防サービスの提供イメージ】



基本目標 3

認知症支援と高齢者の権利擁護の推進

今後、増加する認知症高齢者に対応するため、認知症施策を推進します。

また、高齢者が、介護を必要とする状態になった場合においても、尊厳を保ち、個人の意思が尊重された暮らしができるよう、適切なサービス提供を行うとともに、成年後見センターの設置など相談体制や権利擁護体制を整備し、高齢者等の権利擁護を推進していきます。

(1) 認知症対策の充実

- 認知症高齢者対策の推進
- 認知症ケアパスの整備
- 認知症サポーター養成

(2) 高齢者の権利擁護の推進

- 高齢者虐待防止対策ネットワーク
- 成年後見制度等利用支援事業
- 介護相談員派遣事業
- 認知症介護家族教室
- 認知症介護家族交流会

基本目標 4

介護サービスの充実

介護が必要な状態になっても、高齢者が一人ひとりの生活環境や心身の状況に応じた介護保険サービスを受けられるよう、介護保険サービスの基盤整備に継続して取り組みます。

(1) 居宅サービスの充実

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与
- 特定福祉用具販売
- 住宅改修
- 居宅介護支援

(2) 地域密着型サービスの充実

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 地域密着型通所介護

(3) 施設サービスの充実

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設

(4) 佐久島における介護・保健・福祉サービスの展開

- 佐久島生きがいサービス
- 渡船運賃の助成

基本目標 5

地域包括ケアの推進

団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)に向け、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供し、支援が必要な高齢者の住み慣れた地域における生活を支援する地域包括ケアシステムの構築をめざすため、在宅医療と介護の連携や地域包括支援センターの機能強化などに取り組みます。また、災害時等の緊急時における安全確保を推進し、高齢者が地域において普段から安心感を持って生活できるように努めます。

(1) 地域包括支援センター機能の強化

- 総合相談
- 権利擁護
- 包括的・継続的ケアマネジメント
- 介護予防ケアマネジメント
- 地域ケア会議の推進

(2) 地域での見守り体制の強化

- シルバーカード

(3) 在宅医療・介護連携の推進

(4) 災害等緊急時における体制の強化

- 防犯・防災体制の整備



基本目標 6

安心して利用できるサービス提供体制の構築

介護サービス事業者に対する指導監督を行うとともに、県やサービス事業者などの関係機関と連携して、サービス提供に携わる人材の養成・確保や就業後の資質向上のための研修の推進、苦情処理、介護相談員の施設などへの派遣など介護サービスの質の向上に向けた取り組みを進めます。

(1) 介護保険サービスの運営強化

- 要介護認定の適正化
- ケアマネジメント等の適正化
- 事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化
- 事業者情報の開示
- 苦情対応・解決のための体制

(2) 家族介護者支援の推進

- ねたきり高齢者おむつ支給
- 家族介護慰労金

(3) 介護・保健・福祉のマンパワーの確保

- 介護ボランティア等の人材育成

介護保険事業費等の見込み

総給付費の推計

介護給付(要介護認定者に対するサービス)及び予防給付(要支援認定者に対するサービス)にかかる給付費の見込額の合計が総給付費になります。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護給付費	8,931,111千円	9,492,603千円	10,202,299千円
予防給付費	371,715千円	384,709千円	301,348千円
一定以上所得者調整分	△47,981千円	△77,419千円	△83,176千円
総給付費	9,254,845千円	9,799,893千円	10,420,471千円

標準給付費

標準給付費は、総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額(低所得者が施設に入所、あるいは短期入所サービスを利用したときの食費・居住費の補足給付)、高額介護サービス費等給付額(1か月の利用者負担額が一定の上限を超えた場合に払い戻される給付)、高額医療合算介護サービス費等給付額(医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減する給付)、算定対象審査支払手数料(国保連合会に支払う手数料)を加えた費用です。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総給付費	9,254,845千円	9,799,893千円	10,420,471千円
特定入所者介護サービス費等給付額 (資産等勘案調整後)	347,296千円	335,132千円	348,472千円
高額介護サービス費等給付額	135,801千円	143,224千円	150,868千円
高額医療合算介護サービス費等給付額	19,726千円	20,804千円	21,915千円
算定対象審査支払手数料	4,883千円	7,436千円	8,069千円
標準給付費	9,762,551千円	10,306,489千円	10,949,795千円

地域支援事業費

地域支援事業は、高齢者が地域で自立した日常生活ができるよう支援する事業です。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域支援事業費	254,417千円	259,620千円	507,161千円

介護保険事業費

標準給付費と地域支援事業費の合計です。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護保険事業費	10,016,968千円	10,566,109千円	11,456,956千円

介護保険料基準額の設定

第5期(平成24~26年度)では、所得段階を1~10段階としていましたが、第6期(平成27~29年度)においては、所得段階を1~13段階とします。

第6期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料

所得段階	対象者	保険料		
		割合	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.45	2,160円	25,920円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額×0.70	3,360円	40,320円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額×0.75	3,600円	43,200円
第4段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90	4,320円	51,840円
第5段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額×1.00	4,800円	57,600円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.15	5,520円	66,240円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額×1.25	6,000円	72,000円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.50	7,200円	86,400円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上350万円未満の人	基準額×1.60	7,680円	92,160円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が350万円以上500万円未満の人	基準額×1.70	8,160円	97,920円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上800万円未満の人	基準額×1.80	8,640円	103,680円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	基準額×1.90	9,120円	109,440円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.00	9,600円	115,200円

平成27年度から平成29年度までの保険料基準額を **57,600** 円とします。

第1号被保険者保険料基準額

月額**4,800**円(年額**57,600**円)